

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内飲食業の皆様へ

山田町事業継続支援金（飲食業）のお知らせ

感染症拡大の影響により急激に売上が減少し、事業継続のため緊急に資金を必要とする町内飲食業者に支援金を給付します。

* 山田町が単独で行う取り組みです。国の支援策とは異なりますのでご注意ください。

給付内容

対 象	感染症拡大の影響により令和2年11月から令和3年1月までの間の任意の一月の売上が、対前年同月と比較して30%以上減少した町内に店舗等を構える飲食業を営む中小企業者、個人事業者 * 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業上の必要な取り組みを行っていただきます（裏面参照）。 * 2019 年分の確定申告（確定申告の義務のない個人事業主の場合は住民税申告）をしていない事業者は対象外です。
給付額	1 事業者 1 店舗あたり 30 万円 ※複数店舗営業の場合は 30 万円 × 店舗数、申請は 1 店舗 1 回限り
申請受付	期日 令和2年12月14日（月）から令和3年2月26日（金）まで 時間 午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）
申請場所	山田町役場 2 階 水産商工課（山田町八幡町 3-20）

申請に必要なもの * 町のコロナ関連の補助金や支援金を受けたことがある場合は「④は不要（申告済）」、振込口座の変更がない場合は「⑤も不要」

①申請書、法人代表者・事業者の印

※申請書は、町水産商工課で配布するほか、町ホームページからダウンロードできます。

②申請書に記載の売上高が確認できる書類

例：決算書、確定申告書、売上台帳などの写し

③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

※法人代表者・事業者本人が持参しない場合は、委任状及び委任状を持参した代理人の本人確認ができる身分証明書

④事業を行っていることが確認できる書類

例：登記事項証明書、確定申告書、営業許可証などの写し

⑤振込指定口座の通帳等の写し（申請者本人の口座に限ります。）

問い合わせ

山田町 水産商工課 商工労働係 （電話：0193-82-3111）